

## 御代田町公園条例

### (行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 都市公園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を栽培し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙又ははり札をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車輌等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) たき火等をすること。
- (10) 他人の迷惑となるような物品を携帯して入園すること。
- (11) 公園をその用途以外に使用すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる行為。

### (使用料の免除及び還付)

第35条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項（第25条若しくは第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第20条第1項又は第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第29条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することができない理由によってそれらの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他町長が特別の理由があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。